

千葉県地域防災計画

(令和7年度修正)

- 第 1 編 総 則
- 第 2 編 地 震 ・ 津 波 編
- 附 編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画
- 第 3 編 風 水 害 等 編
- 第 4 編 放 射 性 物 質 事 故 編
- 第 5 編 大 規 模 火 災 等 編
- 第 6 編 公 共 交 通 等 事 故 編

千葉県防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び構成	総-1-	1
第1節 計画の目的	総-1-	1
第2節 計画の構成	総-1-	2
第2章 計画の基本的な考え方	総-2-	1
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	総-2-	1
第2節 地域防災力の向上	総-2-	1
第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点	総-2-	2
第4節 平時と災害時を一体として捉えた防災対策の推進	総-2-	2
第5節 計画に基づく施策の推進及び見直し	総-2-	2
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-3-	1
第4章 地勢概要等	総-4-	1
1 地 勢	総-4-	1
2 地 質	総-4-	4
3 気 象	総-4-	6
4 社会環境	総-4-	6
5 過去の災害	総-4-	7

第2編 地震・津波編

第1章 総 則	地-1-	1
第1節 地震・津波対策の基本的視点	地-1-	2
第2節 想定地震と被害想定	地-1-	3
1 想定地震、想定条件	地-1-	3
2 被害の概要	地-1-	3
第3節 減災目標	地-1-	11
1 経 緯	地-1-	11
2 減災目標	地-1-	11
3 計画期間	地-1-	11
4 戦略の主な施策と目標	地-1-	11
5 首都直下地震対策特別措置法における「地方緊急対策実施計画」としての位置づけ	地-1-	12
第2章 災害予防計画	地-2-	1
第1節 防災意識の向上	地-2-	3
1 防災教育	地-2-	3
2 過去の災害教訓の伝承	地-2-	3
3 防災広報の充実	地-2-	3
4 自主防災体制の強化	地-2-	7
5 防災訓練の充実	地-2-	9
6 調査・研究	地-2-	12

第2節 津波災害予防対策	地-2- 14
1 総合的な津波対策の基本的な考え方	地-2- 14
2 津波を伴う想定地震	地-2- 14
3 津波広報、教育、訓練計画	地-2- 15
4 津波避難対策	地-2- 17
5 津波防護施設等の整備	地-2- 19
第3節 火災等予防対策	地-2- 25
1 地震火災の防止	地-2- 25
2 建築物不燃化の促進	地-2- 26
3 防災空間の整備・拡大	地-2- 29
第4節 消防計画	地-2- 30
1 消防体制・施設の強化	地-2- 30
2 消防職員、団員等の教育訓練	地-2- 30
3 市町村相互の応援体制	地-2- 30
4 広域航空消防応援体制	地-2- 31
5 消防思想の普及	地-2- 31
6 市町村の消防計画及びその推進	地-2- 31
第5節 建築物の耐震化等の推進	地-2- 33
1 市街地の整備	地-2- 33
2 建築物等の耐震対策	地-2- 34
3 ライフライン等の耐震対策	地-2- 35
4 道路及び交通施設の安全化	地-2- 39
5 港湾施設等の安全化	地-2- 43
6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化	地-2- 44
第6節 液状化災害予防対策	地-2- 47
1 液状化対策の推進	地-2- 47
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	地-2- 47
3 液状化対策の広報・周知	地-2- 48
4 液状化被害における生活支援	地-2- 48
第7節 土砂災害等予防対策	地-2- 49
1 土砂災害の防止・孤立集落対策	地-2- 49
2 地盤沈下の防止	地-2- 52
3 地籍調査の推進	地-2- 54
4 河川、ため池施設の安全化	地-2- 54
第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備	地-2- 55
1 避難行動要支援者への対応	地-2- 55
2 要配慮者全般への対応	地-2- 58
3 社会福祉施設等における防災対策	地-2- 59
4 外国人への対応	地-2- 59
第9節 情報連絡体制の整備	地-2- 60
1 県における災害情報通信施設の整備	地-2- 60
2 市町村における災害通信施設の整備	地-2- 64
3 警察における災害通信網の整備	地-2- 64

4	東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備	地-2- 64
5	NTT東日本(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	地-2- 64
6	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	地-2- 64
7	KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備	地-2- 65
8	ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備	地-2- 65
9	楽天モバイル(株)における災害通信施設等の整備	地-2- 65
10	非常通信体制の充実強化	地-2- 65
11	アマチュア無線の活用	地-2- 65
12	その他通信網の整備	地-2- 65
第10節	備蓄・物流計画	地-2- 66
1	食料・生活必需物資等の供給体制の整備	地-2- 66
2	医薬品及び応急医療資機材等の整備	地-2- 67
3	水防用資機材の整備	地-2- 68
第11節	防災施設の整備	地-2- 69
1	防災危機管理センターの整備	地-2- 69
2	防災センターの整備	地-2- 69
3	県消防学校における防災教育機能	地-2- 69
4	避難施設の整備	地-2- 69
5	道の駅の防災機能強化	地-2- 72
第12節	帰宅困難者等対策	地-2- 73
1	帰宅困難者等	地-2- 73
2	一斉帰宅の抑制	地-2- 73
3	帰宅困難者等の安全確保対策	地-2- 74
4	帰宅支援対策	地-2- 74
5	関係機関と連携した取組み	地-2- 75
6	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	地-2- 75
第13節	防災体制の整備	地-2- 76
1	県の防災体制の整備	地-2- 76
2	県の業務継続計画〔震災編(BCP)〕	地-2- 77
3	市町村の業務継続計画	地-2- 78
第3章	災害応急対策計画	地-3- 1
第1節	災害対策本部活動	地-3- 4
1	県の活動体制	地-3- 4
2	市町村の活動体制	地-3- 14
3	指定行政機関等の活動体制	地-3- 14
4	県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携	地-3- 15
5	市町村支援	地-3- 15
6	災害救助法の適用手続等	地-3- 16
第2節	情報収集・伝達体制	地-3- 20
1	通信体制	地-3- 20
2	県における地震・津波に関する情報の収集と伝達	地-3- 23
3	気象官署の地震・津波に関する警報及び情報	地-3- 24
4	関係機関における措置	地-3- 29

5	被害情報等収集・報告	地-3-	30
6	災害時の広報	地-3-	35
第3節	地震・火災避難計画	地-3-	37
1	計画内容	地-3-	37
2	実施機関	地-3-	37
3	避難の指示等	地-3-	37
4	避難誘導等	地-3-	38
5	避難所等の開設・運営	地-3-	39
6	安否情報の提供	地-3-	41
第4節	津波避難計画	地-3-	42
1	津波警報等の伝達	地-3-	42
2	住民等の避難行動	地-3-	42
3	住民等の避難誘導	地-3-	43
第5節	要配慮者等の安全確保対策	地-3-	44
1	避難誘導等	地-3-	44
2	避難所の開設、要配慮者への対応	地-3-	44
3	福祉避難所の設置	地-3-	45
4	避難所から福祉避難所への移送	地-3-	45
5	被災した要配慮者等の生活の確保	地-3-	45
第6節	消防・救助救急・医療救護活動	地-3-	46
1	消防活動	地-3-	46
2	救助・救急	地-3-	47
3	水防活動	地-3-	49
4	危険物等の対策	地-3-	49
5	医療救護	地-3-	52
6	航空機の運用調整等	地-3-	60
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	地-3-	61
1	千葉県警察災害警備実施計画	地-3-	61
2	交通規制計画	地-3-	61
3	交通規制の指針	地-3-	62
4	緊急輸送	地-3-	63
5	緊急通行車両の確認等	地-3-	64
6	規制除外車両の確認等	地-3-	64
7	交通情報の収集及び提供	地-3-	64
8	震災発生時における運転者のとるべき措置	地-3-	65
9	道路管理者の通行の禁止又は制限	地-3-	65
10	道路啓開	地-3-	66
11	交通マネジメント	地-3-	66
12	航路等の障害物除去等	地-3-	66
13	在港船舶対策計画	地-3-	67
第8節	救援物資供給活動	地-3-	68
1	応急給水	地-3-	68
2	食料・生活必需物資等の供給体制	地-3-	70

3	燃料の調達	地-3- 73
4	電源車の配備	地-3- 73
第9節	広域応援の要請及び県外支援	地-3- 74
1	国等に対する応援要請	地-3- 74
2	他都道府県等に対する応援要請	地-3- 74
3	千葉県大規模災害時応援受援計画	地-3- 75
4	県の市町村への応援	地-3- 78
5	県による応急措置の代行	地-3- 78
6	市町村間の相互応援	地-3- 78
7	市町村の受援体制の整備	地-3- 79
8	消防機関の応援	地-3- 79
9	国土交通省所管の公共施設に係る相互応援	地-3- 79
10	水道事業体等の相互応援	地-3- 79
11	下水道施設に係る災害時支援	地-3- 80
12	資料の提供及び交換	地-3- 80
13	経費の負担	地-3- 80
14	民間団体等との協定等の活用	地-3- 80
15	海外からの支援受入れ	地-3- 80
16	県外被災県等への支援	地-3- 80
17	広域避難	地-3- 81
18	広域一時滞在	地-3- 82
第10節	自衛隊への災害派遣要請	地-3- 83
1	災害派遣の要請	地-3- 83
2	災害派遣の方法	地-3- 83
3	災害派遣要請の手続等	地-3- 84
4	知事への災害派遣の要請の要求	地-3- 85
5	自衛隊との連絡	地-3- 85
6	災害派遣部隊の受入体制	地-3- 86
7	災害派遣部隊の撤収要請	地-3- 87
8	経費負担区分	地-3- 87
9	自衛隊の即応態勢	地-3- 87
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護	地-3- 88
1	防災体制の確立	地-3- 88
2	学用品の調達及び支給	地-3- 89
3	授業料等の減免・育英補助の措置	地-3- 90
4	学校給食の実施	地-3- 90
5	文化財の応急対策	地-3- 90
第12節	帰宅困難者等対策	地-3- 91
1	一斉帰宅抑制の呼びかけ	地-3- 91
2	企業、学校など関係機関における施設内待機	地-3- 91
3	大規模集客施設や駅等における利用者保護	地-3- 91
4	帰宅困難者等の把握と情報提供	地-3- 91
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	地-3- 91

6	徒歩帰宅支援	地-3- 92
7	帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	地-3- 92
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	地-3- 93
1	保健活動	地-3- 93
2	飲料水の安全確保	地-3- 93
3	防疫	地-3- 93
4	死体の捜索処理等	地-3- 95
5	動物対策	地-3- 97
6	清掃及び障害物の除去	地-3- 97
第14節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	地-3-100
1	応急仮設住宅の供与等	地-3-100
2	被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備	地-3-101
3	被災宅地危険度判定支援体制の整備	地-3-101
4	罹災証明書の交付体制の確立	地-3-102
第15節	液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧	地-3-103
1	水道施設	地-3-103
2	下水道施設	地-3-104
3	電気施設	地-3-105
4	ガス施設	地-3-106
5	通信施設	地-3-108
6	放送機関	地-3-110
7	工業用水道	地-3-110
8	道路・橋梁	地-3-111
9	交通施設	地-3-112
10	その他公共施設	地-3-117
第16節	ボランティアの協力	地-3-118
1	災害ボランティアセンターの設置	地-3-118
2	ボランティアの活動分野	地-3-119
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	地-3-119
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	地-3-120
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	地-3-120
6	ボランティア受入体制	地-3-121
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	地-3-122
8	日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画	地-3-122
第4章	災害復旧計画	地-4- 1
第1節	被災者生活安定のための支援	地-4- 2
1	被災者に関する支援の情報の提供等	地-4- 2
2	被災者生活再建支援金	地-4- 2
3	公営住宅の建設等	地-4- 3
4	災害援護資金	地-4- 3
5	生活福祉資金	地-4- 4
6	県税の減免等	地-4- 5
7	生活相談	地-4- 6

8	雇用の維持に向けた事業主への支援	地-4-	6
9	義援金	地-4-	7
10	その他の生活確保	地-4-	9
11	中小企業への融資	地-4-	9
12	農林漁業者への融資	地-4-	11
第2節 津波災害復旧対策		地-4-	13
1	河川、海岸、港湾施設	地-4-	13
2	林地荒廃防止施設	地-4-	13
3	漁港施設	地-4-	13
4	津波災害廃棄物処理	地-4-	14
第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策		地-4-	15
1	水道施設	地-4-	15
2	下水道施設	地-4-	16
3	電気施設	地-4-	16
4	ガス施設	地-4-	17
5	通信施設	地-4-	18
6	工業用水道施設	地-4-	18
7	農林・水産業施設	地-4-	18
8	公共土木施設	地-4-	19
第4節 激甚災害の指定		地-4-	21
1	激甚災害に関する調査	地-4-	21
2	特別財政援助額の交付手続き等	地-4-	21
第5節 災害復興		地-4-	22
1	体制の整備	地-4-	22
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	地-4-	22
3	想定される復興準備計画	地-4-	22
4	復興対策の研究、検討	地-4-	23
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画		地-5-	1
第1節 総則		地-5-	2
1	推進計画の目的	地-5-	2
2	定義	地-5-	2
第2節 推進地域及び特別強化地域		地-5-	2
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱		地-5-	3
第4節 重点施策に関する事項		地-5-	3
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項		地-5-	3
第6節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項		地-5-	4
1	津波からの防護	地-5-	4
2	津波に関する情報の伝達	地-5-	4
3	避難対策等	地-5-	4
4	避難場所及び避難所の運営・安全確保	地-5-	5
5	意識の普及啓発	地-5-	5
6	消防機関等の活動	地-5-	5
7	ライフライン、通信、放送関係	地-5-	5

8	交通	地-5- 6
9	県が管理又は運営する施設に関する対策	地-5- 6
10	県が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策	地-5- 7
11	迅速な救助	地-5- 7
第7節	関係者との連携協力の確保	地-5- 7
1	物資等の調達手配	地-5- 7
2	広域応援の要請	地-5- 7
3	帰宅困難者への対応	地-5- 7
第8節	時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	地-5- 8
1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	地-5- 8
2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	地-5- 8
3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	地-5- 12
第9節	防災訓練に関する事項	地-5- 14
第10節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	地-5- 14
1	県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育	地-5- 14
2	地域住民等に対する教育及び広報	地-5- 14
第11節	南海トラフ地震防災対策計画	地-5- 15
第6章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	地-6- 1
第1節	総則	地-6- 2
1	推進計画の目的	地-6- 2
2	定義	地-6- 2
第2節	推進地域及び特別強化地域	地-6- 2
第3節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	地-6- 2
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	地-6- 3
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	地-6- 3
第6節	関係者との連携協力の確保	地-6- 3
第7節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	地-6- 3
1	北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等	地-6- 3
2	後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知	地-6- 4
3	災害応急対策をとるべき地域及び期間等	地-6- 4
4	県及び市町村のとるべき措置	地-6- 4
第8節	防災訓練に関する事項	地-6- 4
第9節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	地-6- 4
1	県、市町村及び防災関係機関の職員に対する教育	地-6- 5
2	地域住民等に対する教育及び広報	地-6- 5
第10節	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画	地-6- 5
1	津波からの円滑な避難の確保に関する事項	地-6- 5
2	北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合にとるべき防災対応に関する事項	地-6- 5

3 防災訓練に関する事項	地-6- 5
4 地震防災上必要な教育及び広報	地-6- 5

地震・津波編附編 [東海地震に係る周辺地域としての対応計画]

第1章 総論	東-1- 1
第1節 地震・津波編の附編としての位置付け	東-1- 1
1 計画の内容	東-1- 1
2 計画の範囲	東-1- 1
3 前提条件	東-1- 1
4 計画の実施	東-1- 1
5 計画の位置付け	東-1- 1
第2章 防災機関の業務	東-2- 1
1 県	東-2- 1
2 市町村	東-2- 2
3 指定地方行政機関	東-2- 3
4 自衛隊	東-2- 4
5 指定公共機関	東-2- 4
6 指定地方公共機関	東-2- 6
第3章 事前の措置	東-3- 1
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	東-3- 1
第2節 事業所に対する指導、要請	東-3- 5
1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請	東-3- 5
2 生活関連事業所に対する指導、要請	東-3- 6
第3節 広報及び教育	東-3- 8
1 広報	東-3- 8
2 教育	東-3- 9
第4節 地震防災訓練	東-3- 10
1 総合防災訓練	東-3- 10
2 市町村、各防災機関の訓練	東-3- 10
3 住民、事業所が実施する訓練	東-3- 10
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	東-4- 1
第1節 東海地震注意情報の伝達	東-4- 1
1 伝達系統及び伝達手段	東-4- 1
2 伝達体制	東-4- 3
3 伝達事項	東-4- 3
第2節 活動体制の準備等	東-4- 4
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	東-4- 6
第4節 混乱防止の措置	東-4- 8
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	東-5- 1
第1節 活動体制	東-5- 2
1 県の活動体制	東-5- 2
2 市町村・各防災機関の活動体制	東-5- 5
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	東-5- 8

1 警戒宣言の伝達	東-5- 8
2 警戒宣言時の広報	東-5- 11
第3節 警備対策	東-5- 13
1 基本的な活動	東-5- 13
2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	東-5- 13
第4節 水防・消防等対策	東-5- 14
1 県	東-5- 14
2 市町村	東-5- 15
3 水防管理団体	東-5- 15
4 国(河川管理者)	東-5- 15
第5節 公共輸送対策	東-5- 16
1 東日本旅客鉄道株式会社の措置	東-5- 16
2 民営鉄道の措置	東-5- 18
3 バス、タクシー等対策	東-5- 19
第6節 交通対策	東-5- 20
1 道路交通対策	東-5- 20
2 飛行場対策	東-5- 25
3 海上交通対策	東-5- 27
第7節 上下水道、電気、ガス、通信等対策	東-5- 28
1 上水道対策	東-5- 28
2 下水道対策	東-5- 29
3 電気対策	東-5- 29
4 ガス対策	東-5- 30
5 通信対策	東-5- 33
6 工業用水道対策	東-5- 35
第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	東-5- 36
1 学校対策	東-5- 36
2 病院対策	東-5- 36
3 社会福祉施設等対策	東-5- 37
第9節 避難対策	東-5- 38
1 警戒宣言時の措置	東-5- 38
2 事前の措置	東-5- 38
第10節 救護救援・防疫対策・保健活動	東-5- 40
1 救護救援対策	東-5- 40
2 防疫対策	東-5- 40
3 保健活動	東-5- 41
第11節 その他の対策	東-5- 42
1 食料、医薬品等の確保	東-5- 42
2 緊急輸送の実施準備	東-5- 42
3 県が管理、運営する施設対策	東-5- 42
4 県税の申告、納付等に関する措置	東-5- 43
5 その他(特定動物の逸走防止)	東-5- 43
第6章 県民等のとるべき措置	東-6- 1

第1節 県民のとりべき措置	東-6-	1
第2節 自主防災組織のとりべき措置	東-6-	4
第3節 事業所のとりべき措置	東-6-	5
第3編 風水害等編		
第1章 総則	風-1-	1
第1節 県土の保全	風-1-	2
1 治水	風-1-	3
2 治山	風-1-	5
3 海岸	風-1-	5
第2章 災害予防計画	風-2-	1
第1節 防災意識の向上	風-2-	3
1 防災教育	風-2-	3
2 過去の災害教訓の伝承	風-2-	3
3 防災広報の充実	風-2-	3
4 自主防災体制の強化	風-2-	5
5 防災訓練の充実	風-2-	6
第2節 水害予防対策	風-2-	8
1 水害予防計画	風-2-	8
2 高潮予防計画	風-2-	12
第3節 土砂災害予防対策	風-2-	15
1 土砂災害防止法に基づく対策の推進	風-2-	15
2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備	風-2-	16
3 防災知識の普及啓発	風-2-	17
4 県土保全事業の推進	風-2-	17
5 孤立集落対策	風-2-	19
6 災害に強いまちづくりの推進	風-2-	20
第4節 風害予防対策	風-2-	21
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	風-2-	21
2 農作物等の風害防止対策	風-2-	22
3 電力施設風害防止対策	風-2-	22
4 通信施設風害防止対策	風-2-	23
5 水道施設の風害による停電対策	風-2-	24
6 共同溝・電線共同溝等の整備	風-2-	24
第5節 雪害予防対策	風-2-	25
1 道路雪害防止対策	風-2-	25
2 農作物等の雪害防止対策	風-2-	25
3 電力施設雪害防止対策	風-2-	27
4 通信施設雪害防止対策	風-2-	27
第6節 火災予防対策	風-2-	28
1 火災予防に係る立入検査	風-2-	28
2 住宅防火対策	風-2-	28
3 火災予防についての啓発	風-2-	28

第7節	消防計画	風-2- 30
1	消防体制・施設の強化	風-2- 30
2	消防職員、団員等の教育訓練	風-2- 30
3	市町村相互の応援体制	風-2- 30
4	広域航空消防応援体制	風-2- 31
5	消防思想の普及	風-2- 31
6	市町村の消防計画及びその推進	風-2- 31
第8節	要配慮者等の安全確保のための体制整備	風-2- 33
1	避難行動要支援者への対応	風-2- 33
2	要配慮者全般への対応	風-2- 36
3	社会福祉施設等における防災対策	風-2- 37
4	外国人への対応	風-2- 37
第9節	情報連絡体制の整備	風-2- 38
1	県における災害情報通信施設の整備	風-2- 38
2	市町村における災害通信施設の整備	風-2- 41
3	警察における災害通信網の整備	風-2- 41
4	東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備	風-2- 41
5	NTT東日本(株)千葉事業部における災害通信施設の整備	風-2- 41
6	(株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備	風-2- 42
7	KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備	風-2- 42
8	ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備	風-2- 42
9	楽天モバイル(株)における災害通信施設等の整備	風-2- 42
10	非常通信体制の充実強化	風-2- 42
11	アマチュア無線の活用	風-2- 42
12	その他通信網の整備	風-2- 42
第10節	備蓄・物流計画	風-2- 43
1	食料・生活必需物資等の供給体制の整備	風-2- 43
2	医薬品及び応急医療資機材等の整備	風-2- 44
3	水防用資機材の整備	風-2- 45
第11節	防災施設の整備	風-2- 46
1	防災危機管理センターの整備	風-2- 46
2	防災センターの整備	風-2- 46
3	県消防学校における防災教育機能	風-2- 46
4	避難施設の整備	風-2- 46
5	道の駅の防災機能強化	風-2- 49
第12節	帰宅困難者等対策	風-2- 50
1	一斉帰宅の抑制	風-2- 50
2	情報連絡体制の整備	風-2- 50
3	帰宅困難者等への情報提供	風-2- 50
4	大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	風-2- 50
第13節	防災体制の整備	風-2- 51
1	県の防災体制の整備	風-2- 51
第3章	災害応急対策計画	風-3- 1

第1節 災害対策本部活動	風-3-	4
1 県の活動体制	風-3-	4
2 市町村の活動体制	風-3-	15
3 指定行政機関等の活動体制	風-3-	15
4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携	風-3-	15
5 市町村支援	風-3-	16
6 災害救助法の適用手続等	風-3-	16
第2節 情報収集・伝達体制	風-3-	21
1 通信体制	風-3-	21
2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備	風-3-	24
3 被害情報等収集・報告	風-3-	36
4 災害時の広報	風-3-	41
第3節 水防計画	風-3-	43
1 水防の目的	風-3-	43
2 水防の責任	風-3-	43
3 津波における留意事項	風-3-	43
4 安全配慮	風-3-	43
5 水防本部の組織	風-3-	44
6 水防本部の配備体制と活動内容	風-3-	46
7 水防配備指令伝達系統	風-3-	49
8 水防配備の解除	風-3-	50
第4節 避難計画	風-3-	51
1 計画方針	風-3-	51
2 実施機関	風-3-	51
3 避難の指示等	風-3-	51
4 避難誘導等	風-3-	53
5 避難所等の開設・運営	風-3-	54
6 安否情報の提供	風-3-	55
第5節 要配慮者等の安全確保対策	風-3-	56
1 避難誘導等	風-3-	56
2 避難所の開設、要配慮者への対応	風-3-	56
3 福祉避難所の設置	風-3-	57
4 避難所から福祉避難所への移送	風-3-	57
5 被災した要配慮者等の生活の確保	風-3-	57
第6節 消防・救助救急・医療救護活動	風-3-	58
1 救助・救急	風-3-	58
2 水防活動	風-3-	59
3 危険物等の対策	風-3-	59
4 医療救護	風-3-	62
5 航空機の運用調整等	風-3-	70
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	風-3-	71
1 災害警備計画	風-3-	71
2 交通対策計画	風-3-	72

3	在港船舶対策計画	風-3- 77
4	緊急輸送	風-3- 78
第8節	救援物資供給活動	風-3- 80
1	応急給水	風-3- 80
2	食料・生活必需物資等の供給体制	風-3- 82
3	燃料の調達	風-3- 84
4	電源車の配備	風-3- 85
第9節	広域応援の要請及び県外支援	風-3- 86
1	国等に対する応援要請	風-3- 86
2	他道府県等に対する応援要請	風-3- 86
3	千葉県大規模災害時応援受援計画	風-3- 87
4	県の市町村への応援	風-3- 90
5	県による応急措置の代行	風-3- 90
6	市町村間の相互応援	風-3- 90
7	市町村の受援体制の整備	風-3- 91
8	消防機関の応援	風-3- 91
9	国土交通省所管の公共施設に係る相互応援	風-3- 91
10	水道事業体等の相互応援	風-3- 91
11	下水道施設に係る災害時支援	風-3- 92
12	資料の提供及び交換	風-3- 92
13	経費の負担	風-3- 92
14	民間団体等との協定等の活用	風-3- 92
15	海外からの支援助入れ	風-3- 92
16	県外被災県等への支援	風-3- 92
17	広域避難	風-3- 93
18	広域一時滞在	風-3- 94
第10節	自衛隊への災害派遣要請	風-3- 95
1	災害派遣の要請	風-3- 95
2	災害派遣の方法	風-3- 95
3	災害派遣要請の手続等	風-3- 96
4	知事への災害派遣の要請の要求	風-3- 97
5	自衛隊との連絡	風-3- 97
6	災害派遣部隊の受入体制	風-3- 98
7	災害派遣部隊の撤収要請	風-3- 99
8	経費負担区分	風-3- 99
9	自衛隊の即応態勢	風-3- 99
第11節	学校等の安全対策・文化財の保護	風-3-100
1	防災体制の確立	風-3-100
2	学用品の調達及び支給	風-3-101
3	授業料等の減免・育英補助の措置	風-3-102
4	学校給食の実施	風-3-102
5	文化財の応急対策	風-3-102
第12節	帰宅困難者等対策	風-3-103

1	一斉帰宅抑制の呼びかけ	風-3-103
2	企業、学校など関係機関における施設内待機	風-3-103
3	大規模集客施設や駅等における利用者保護	風-3-103
4	帰宅困難者等への情報提供	風-3-103
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	風-3-103
第13節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	風-3-104
1	保健活動	風-3-104
2	飲料水の安全確保	風-3-104
3	防疫	風-3-104
4	死体の搜索処理等	風-3-106
5	動物対策	風-3-108
6	清掃及び障害物の除去	風-3-108
第14節	応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理	風-3-111
1	応急仮設住宅の供与等	風-3-111
2	被災宅地危険度判定支援体制の整備	風-3-112
3	罹災証明書の交付体制の確立	風-3-113
第15節	ライフライン関連施設等の応急復旧	風-3-114
1	水道施設	風-3-114
2	電気施設	風-3-115
3	下水道施設	風-3-118
4	ガス施設	風-3-119
5	通信施設	風-3-125
6	放送機関	風-3-127
7	工業用水道	風-3-128
第16節	ボランティアの協力	風-3-129
1	災害ボランティアセンターの設置	風-3-129
2	ボランティアの活動分野	風-3-130
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	風-3-130
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	風-3-131
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	風-3-132
6	ボランティア受入体制	風-3-133
7	災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等	風-3-133
8	日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画	風-3-134
第4章	災害復旧計画	風-4- 1
第1節	被災者生活安定のための支援	風-4- 2
1	被災者に関する支援の情報の提供等	風-4- 2
2	被災者生活再建支援金	風-4- 2
3	公営住宅の建設等	風-4- 3
4	災害援護資金	風-4- 3
5	生活福祉資金	風-4- 4
6	県税の減免等	風-4- 5
7	生活相談	風-4- 6
8	雇用の維持に向けた事業主への支援	風-4- 6

9	義援金	風-4-	6
10	その他の生活確保	風-4-	9
11	中小企業への融資	風-4-	9
12	農林漁業者への融資	風-4-	11
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画		風-4-	13
1	水道施設	風-4-	13
2	下水道施設	風-4-	13
3	電気施設	風-4-	13
4	ガス施設	風-4-	14
5	通信施設	風-4-	15
6	工業用水道施設	風-4-	15
7	農林・水産業施設	風-4-	15
8	公共土木施設	風-4-	16
第3節 激甚災害の指定		風-4-	18
1	激甚災害に関する調査	風-4-	18
2	特別財政援助額の交付手続等	風-4-	18
第4節 災害復興		風-4-	19
1	体制の整備	風-4-	19
2	災害からの復興に関する基本的な考え方	風-4-	19
3	想定される復興準備計画	風-4-	19
4	復興対策の研究、検討	風-4-	20

第4編 放射性物質事故編

第1章 基本方針		放-1-	1
第2章 放射性物質事故の想定		放-2-	1
第3章 放射性物質事故予防対策		放-3-	1
1	県内の放射性物質取扱事業所の把握	放-3-	1
2	情報の収集・連絡体制の整備	放-3-	1
3	通信手段の確保	放-3-	1
4	応急活動体制の整備	放-3-	1
5	環境放射線モニタリング体制の整備	放-3-	1
6	緊急時被ばく医療体制の整備	放-3-	2
7	退避誘導體制の整備	放-3-	2
8	広報相談活動体制の整備	放-3-	2
9	防災教育・防災訓練の実施	放-3-	2
10	県内事業所における事故予防対策	放-3-	3
第4章 放射性物質事故応急対策		放-4-	1
1	情報の収集・連絡	放-4-	1
2	事業者による応急対策活動の実施	放-4-	1
3	緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施	放-4-	2
4	放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置	放-4-	2
5	情報の分析・整理	放-4-	2
6	避難等の防護対策	放-4-	2

7	緊急輸送	放-4-	2
8	緊急時被ばく医療対策	放-4-	2
9	広報相談活動	放-4-	2
10	飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等	放-4-	3
11	消防活動	放-4-	3
12	広域避難	放-4-	3
第5章 放射性物質事故復旧対策		放-5-	1
1	汚染された土壌等の除染等の措置	放-5-	1
2	各種制限措置等の解除	放-5-	1
3	被災住民の健康管理	放-5-	1
4	風評被害対策	放-5-	1
5	廃棄物等の適正な処理	放-5-	1
第5編 大規模火災等編			
第1章 大規模火災対策		大-1-	1
第1節 基本方針		大-1-	1
第2節 予防計画		大-1-	2
1	建築物不燃化の促進	大-1-	2
2	防災空間の整備・拡大	大-1-	2
3	市街地の整備	大-1-	2
4	火災に係る立入検査	大-1-	2
5	住宅防火対策	大-1-	3
6	多数の者を収容する建築物の防火対策	大-1-	3
7	大規模・高層建築物の防火対策	大-1-	3
8	文化財の防火対策	大-1-	3
9	消防組織及び施設の整備充実	大-1-	4
第3節 応急対策計画		大-1-	5
1	県の応急活動体制	大-1-	5
2	情報収集・伝達体制	大-1-	5
3	災害救助法の適用	大-1-	5
4	消防活動	大-1-	5
5	救助・救急計画	大-1-	5
6	交通規制計画	大-1-	6
7	避難計画	大-1-	6
8	救援・救護計画	大-1-	6
第2章 林野火災対策		大-2-	1
第1節 基本方針		大-2-	1
第2節 予防計画		大-2-	2
1	防災活動の促進	大-2-	2
2	法令による規制	大-2-	2
3	林野火災に対する警戒の強化	大-2-	2
4	林野火災に強い地域づくり	大-2-	2
第3節 応急対策計画		大-2-	3

1	県の応急活動体制	大-2-	3
2	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	大-2-	3
3	発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立	大-2-	3
4	消火活動	大-2-	3
5	林野火災における住民避難	大-2-	4
第3章 危険物等災害対策		大-3-	1
第1節 基本方針		大-3-	1
1	危険物	大-3-	1
2	高圧ガス	大-3-	1
3	火薬類	大-3-	1
4	毒物劇物	大-3-	1
第2節 予防計画		大-3-	2
1	危険物	大-3-	2
2	高圧ガス	大-3-	2
3	火薬類	大-3-	3
4	毒物劇物	大-3-	4
5	危険物等による環境汚染の防止対策	大-3-	4
第3節 応急対策計画		大-3-	5
1	県の応急活動体制	大-3-	5
2	危険物	大-3-	5
3	高圧ガス	大-3-	5
4	火薬類	大-3-	6
5	毒物劇物	大-3-	7
第4章 油等海上流出災害対策		大-4-	1
第1節 基本方針		大-4-	1
1	対象災害	大-4-	1
2	防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	大-4-	1
3	事故原因者等の責務	大-4-	3
第2節 予防計画		大-4-	4
1	航行の安全確保	大-4-	4
2	広域的な活動体制	大-4-	4
3	災害応急対策への備え	大-4-	4
4	訓練	大-4-	5
第3節 応急対策計画		大-4-	6
1	県の応急活動体制	大-4-	6
2	防除方針	大-4-	6
3	情報連絡活動	大-4-	6
4	流出油の防除措置	大-4-	6
5	広報広聴活動	大-4-	7
6	環境保全等に関する対策	大-4-	7
7	油回収作業実施者の健康対策	大-4-	7
8	その他	大-4-	8

第6編 公共交通等事故編

第1章 海上事故災害対策	公-1-	1
第1節 基本方針	公-1-	1
第2節 予防計画	公-1-	2
1 各種予防対策	公-1-	2
2 資機材等の整備	公-1-	2
第3節 応急対策計画	公-1-	3
1 県の応急活動体制	公-1-	3
2 情報の収集伝達	公-1-	3
3 応急活動体制	公-1-	3
4 関係機関の体制	公-1-	4
5 各種活動	公-1-	4
6 応援体制	公-1-	5
第2章 航空機事故災害対策	公-2-	1
第1節 基本方針	公-2-	1
第2節 予防計画	公-2-	2
1 情報の収集・連絡体制の整備	公-2-	2
2 協力・応援体制の整備	公-2-	2
3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄	公-2-	2
4 防災訓練	公-2-	2
第3節 応急対策計画	公-2-	3
1 県の応急活動体制	公-2-	3
2 情報の収集	公-2-	3
3 応急対策	公-2-	5
4 応援体制	公-2-	7
第3章 鉄道事故災害対策	公-3-	1
第1節 基本方針	公-3-	1
第2節 予防計画	公-3-	2
1 各事業者による予防対策	公-3-	2
2 行政等による予防対策	公-3-	2
第3節 応急・復旧計画	公-3-	3
1 行政等による応急活動体制	公-3-	3
2 情報収集・伝達体制	公-3-	3
3 相互協力・派遣要請計画	公-3-	4
4 消防活動	公-3-	5
5 救助・救急計画	公-3-	5
6 交通規制	公-3-	5
7 避難計画	公-3-	5
8 各事業者による応急・復旧対策	公-3-	6
第4章 道路事故災害対策	公-4-	1
第1節 基本方針	公-4-	1
第2節 予防計画	公-4-	2
1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処	公-4-	2

2	危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	-----	公-4-	2
3	東京湾アクアラインの防災対策	-----	公-4-	3
第3節	応急対策計画	-----	公-4-	4
1	県の応急活動体制	-----	公-4-	4
2	道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処	-----	公-4-	4
3	危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	-----	公-4-	5

千葉県地域防災計画

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、千葉県防災会議が策定するこの計画は、昭和38年の策定以来、これまで幾度にわたる修正を行ってきた。

平成23年3月1日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。

本県でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

また、令和元年9月9日に本県に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。

さらに、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）、10月25日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れなどにより大きな被害が発生した。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、県域に係る災害対策を実施する際の、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であり、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組を一層推進するため、平成25年12月千葉県防災基本条例を制定したところである。

これら各主体の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

- <資料編1-1 千葉県防災基本条例>
- <資料編1-2 千葉県防災会議条例>
- <資料編1-3 千葉県防災会議運営要領>
- <資料編1-4 千葉県防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について>
- <資料編1-5 千葉県防災会議幹事会運営要領>
- <資料編1-6 千葉県防災会議対策部会運営要領>
- <資料編1-7 地区防災会議設置要綱>

第2節 計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総 則

第2編 地震・津波編

(地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画)

第3編 風水害等編

第4編 放射性物質事故編

第5編 大規模火災等編

第6編 公共交通等事故編

の6編をもって構成している。

第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成24年修正において新設したものである。

第2編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県においても津波による大きな被害が発生したことから、津波対策の充実を期するため、平成24年修正において従来の震災編を改称したものである。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づく推進計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条第2項に基づく推進計画の内容を含むものとする。

第2編地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生防止等を目的としてまとめたものである。

第3編風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編から第6編までの各編については、放射性物質事故対策計画の見直しに併せ、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに3編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本県では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、千葉県国土強靱化地域計画との整合を図りながら様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

＜資料編1-20 千葉県国土強靱化地域計画の概要＞

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の県民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、県民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と県・市町村との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本県でも、生活協同組合連合会との物資の確保やボランティア活動支援に関する協定や、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。最近では、市町村が建築士や土地家屋調査士の団体との間で、家屋の被害認定等に関する協定を締結するなどの動きも見えている。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。

また、これらの取組みの推進に当たっては、感染症への対策を講じていく。

第3節 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等で特に配慮を要する者などの要配慮者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本県でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災において、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとした、様々な場面における女性への配慮が重要とされ、令和6年1月の能登半島地震でもその必要性が改めて認識されたところであり、防災分野における女性の参画拡大等の一層の推進が求められる。さらに、性的マイノリティの方への配慮など、多様な視点に立つことも必要とされる。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 平時と災害時を一体として捉えた防災対策の推進

災害のために特別な備えを行うのではなく、平時と災害時を問わず施設や物品等を有効に活用する「フェーズフリー」の考え方を踏まえた取組を進めることは、既存の施設や設備を活用した迅速な避難環境の確保など、公助による初動対応の円滑化に資するとともに、家庭での備えを促すなど、自助の強化にもつながるものである。

このため、県有施設における再生可能エネルギー導入や耐震化などの取組を進めるほか、県民に対するフェーズフリーの考え方や家庭で出来る取組の普及啓発を図るとともに、民間企業が保有する駐車場や宿泊施設、電気自動車などを災害時に活用するための協定締結を促進する。

第5節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、地域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

千葉県 の地域に係る災害対策を実施するにあたり、県、市町村のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者、自主防災組織等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

【県】

- 1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災県営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害時における社会秩序の維持に関すること
- 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 13 被災施設の復旧に関すること
- 14 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- 17 被災者の生活再建支援に関すること
- 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

【市町村】

- 1 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災市町村営施設の応急対策に関すること
- 9 災害時における文教対策に関すること
- 10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 11 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12 被災施設の復旧に関すること
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 14 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

【指定地方行政機関】

（関東管区警察局）

- 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関する事
- 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
- 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関する事
- 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関する事
- 5 津波、噴火警報等の伝達に関する事

（千葉行政監視行政相談センター）

- 1 被災者への生活支援情報の提供に関する事
- 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関する事
- 3 特別行政相談所の開設に関する事

（関東総合通信局）

- 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
- 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事
- 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事
- 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
- 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事

（関東財務局千葉財務事務所）

- 1 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の上会に関する事
- 2 融資関係
 - （1）災害つなぎ資金の貸付（短期）に関する事
 - （2）災害復旧事業費の融資（長期）に関する事
- 3 国有財産関係
 - （1）地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - （2）地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事
 - （3）地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事
 - （4）災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事
 - （5）県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事
 - （6）県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事
- 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - （1）災害関係の融資に関する事
 - （2）預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事
 - （3）手形交換、休日営業等に関する事
 - （4）保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事
 - （5）営業停止等における対応に関する事

(関東信越厚生局)

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事
- 2 関係職員の出遣に関する事
- 3 関係機関との連絡調整に関する事

(千葉労働局)

- 1 工場、事業所における労働災害の防止に関する事
- 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関する事

(関東農政局)

- 1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事
- 2 応急用食料・物資の支援に関する事
- 3 食品の需給・価格動向の調査に関する事
- 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事
- 5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事
- 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事
- 7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事
- 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事
- 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事
- 10 被害農業者に対する金融対策に関する事

(関東森林管理局)

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事

(関東経済産業局)

- 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事
- 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事
- 3 被災中小企業の振興に関する事

(関東東北産業保安監督部)

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事
- 2 鉦山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関する事

(関東地方整備局)

- 1 災害予防
 - (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関する事
 - (2) 通信施設等の整備に関する事
 - (3) 公共施設等の整備に関する事
 - (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事
 - (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事
 - (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関する事
 - (7) 豪雪害の予防に関する事
- 2 災害応急対策
 - (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関する事
 - (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関する事
 - (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事
 - (4) 災害時における復旧資材の確保に関する事

- (5) 災害発生が予測される時又は災害時における応急工事等に関すること
- (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
- (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
- (8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

3 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(関東運輸局)

- 1 災害時における自動車運送事業者に対する運送の協力要請に関すること
- 2 災害時における被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
- 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- 4 災害時における応急海上輸送に関すること
- 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

(成田空港事務所)

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(関東地方測量部)

- 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
- 2 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
- 3 地殻変動の監視に関すること
- 4 災害教訓の伝承に関すること

(東京管区气象台)

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること
- 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(第三管区海上保安本部)

- 1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- 2 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

(関東地方環境事務所)

- 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- 3 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

(北関東防衛局)

- 1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

【自衛隊】

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - (3) 防災資材の整備及び点検に関すること
 - (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

【指定公共機関】

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)

被災鉄軌道施設の災害復旧の支援に関すること

(独立行政法人水資源機構)

- 1 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
- 2 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(日本赤十字社千葉県支部)

- 1 医療救護に関すること
- 2 こころのケアに関すること
- 3 救援物資の備蓄及び配分に関すること
- 4 血液製剤の供給に関すること
- 5 義援金の受付及び配分に関すること
- 6 その他応急対応に必要な業務に関すること

(日本放送協会)

- 1 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- 4 被災者の受信対策に関すること

(東日本高速道路(株))

- 1 東日本高速道路の保全に関すること
- 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(首都高速道路(株))

- 1 首都高速道路の保全に関すること
- 2 首都高速道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(成田国際空港 (株))

- 1 災害時における空港の運用に関すること
- 2 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

(日本郵便 (株))

- 1 災害時における郵便事業運営の確保
- 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- 3 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

(東京電力パワーグリッド (株))

- 1 災害時における電力供給に関すること
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(東京ガス (株)、東京ガスネットワーク (株))

- 1 ガス供給施設 (製造設備等を含む) の建設及び安全確保に関すること
- 2 ガスの供給に関すること

(日本通運 (株) 千葉支店)

災害時における貨物自動車 (トラック) による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(福山通運 (株)、佐川急便 (株)、ヤマト運輸 (株)、西濃運輸 (株))、(一社) AZ-COMネットワーク)

災害時における物資の輸送に関すること

(東日本旅客鉄道 (株))

- 1 鉄道施設の保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

(日本貨物鉄道 (株))

災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

(NTT東日本 (株)、(株) NTTドコモ、NTTドコモビジネス (株))

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(KDDI (株))

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(ソフトバンク(株))

- 1 電気通信施設の整備に関する事
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

(楽天モバイル(株))

- 1 電気通信施設の整備に関する事
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関する事
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

((特非) 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)

災害ボランティア団体等の活動支援・活動調整に関する事

【指定地方公共機関】

(千葉県手賀沼土地改良区、両総土地改良区及び印旛沼土地改良区)

- 1 用排水施設の整備と管理に関する事
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事

(印旛利根川水防事務組合及び千葉県長沼水害予防組合)

- 1 水防施設資材の整備に関する事
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関する事
- 3 水防活動に関する事

(京葉瓦斯(株)、大多喜ガス(株)、房州瓦斯(株)、京和ガス(株)、銚子瓦斯(株)、野田ガス(株)、
角栄ガス(株)、総武ガス(株)、(公社)千葉県LPガス協会、(株)エナジー宇宙
ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事

(京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、小湊鉄道(株)、東京地下鉄(株)、京葉臨海鉄道(株)、
北総鉄道(株)、流鉄(株)、銚子電気鉄道(株)、いすみ鉄道(株)、千葉都市モノレール(株)、
東葉高速鉄道(株)、山万(株)、(株)舞浜リゾートライン、芝山鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)

- 1 鉄道施設の保全に関する事
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
- 3 帰宅困難者対策に関する事

(日本航空(株)及び全日本空輸(株))

- 1 航空機の運航の安全と確保に関する事
- 2 旅客の安全確保に関する事

((公社)千葉県医師会)

- 1 医療及び助産活動に関する事
- 2 医師会と医療機関との連絡調整に関する事

((一社)千葉県歯科医師会)

- 1 歯科医療活動に関する事
- 2 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関する事

((一社) 千葉県薬剤師会)

- 1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

((公社) 千葉県看護協会)

- 1 医療救護活動に関すること
- 2 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

(千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送及び(株)ベイエフエム)

- 1 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

((一社) 千葉県トラック協会及び(一社) 千葉県バス協会)

災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(千葉県道路公社)

- 1 所管道路の保全に関すること
- 2 所管道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

【公共的団体】

(農業協同組合)

- 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 農作物の災害応急対策の指導
- 3 被災農家に対する融資、あつせん
- 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつせん
- 5 農産物の需給調整

(森林組合)

- 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 被災組合員に対する融資、あつせん

(漁業協同組合)

- 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- 3 被災組合員に対する融資、あつせん

(商工会議所・商工会)

- 1 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あつせん
- 3 融資希望者のとりまとめ、あつせん等の協力
- 4 災害時における物価安定への協力

(病院等医療施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における収容者の保護及び誘導
- 3 災害時における病人等の収容及び保護
- 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助

(学校法人)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における児童生徒の保護及び誘導
- 3 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- 4 被災施設の災害復旧

(金融機関)

被災事業者等に対する資金の融資

(社会福祉施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における入所者の保護及び誘導

(社会福祉協議会)

- 1 要配慮者の支援
- 2 災害時におけるボランティア活動の支援

(危険物取扱施設)

- 1 安全管理の徹底
- 2 防護施設の整備

【県民、自主防災組織等】

(県民)

- 1 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めること
- 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること
また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(事業者)

- 1 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること
- 2 地域において消防団、水防団、自主防災組織等及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力すること
- 3 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

(自主防災組織)

- 1 地域住民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること
- 2 県及び市町村が行う防災対策に協力するよう努めること

(ボランティア団体)

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

- <資料編 2-1 指定行政機関、指定地方行政機関等>
- <資料編 2-2 指定公共機関>
- <資料編 2-3 指定地方公共機関>
- <資料編 2-4 防災関係機関>
- <資料編 2-5 千葉県>
- <資料編 2-6 警察>
- <資料編 2-7 市町村>
- <資料編 2-8 消防本部>
- <資料編 2-9 自衛隊（県内部隊）>
- <資料編 2-10 千葉県災害ボランティアセンター連絡会加盟団体>

第4章 地勢概要等

1 地 勢

(1) 位 置

本県は、本州中央部の東端に位置し、東西に狭く、太平洋と東京湾に囲まれた半島（房総半島）にある。太平洋と東京湾に囲まれた半島部の海岸線と、半島のつけねを流れる利根川・江戸川に囲まれ、水で囲まれた島のような環境をなしている。

(2) 地 形

本県の地形は、南から北に向かって大きく丘陵、台地、平野の三つに区分されている。

特に、南部の山間地は房総丘陵と呼ばれ、標高約300m程度の山々が連なった、本県で最も高い地域であり、地表の侵食は幼年後期から壮年後期の形をなし、谷はかなり深く傾斜も急である。

房総丘陵は、一続きの地形ではなく、半島を横切るような数列の山地からなり、その間に細長い低地部をはさみ、この低地部から館山平野、鴨川平野となっている。

台地部は平坦ではなく、長柄町六地藏付近の標高120m程度から野田市付近の標高10m程度までと北へ向けて緩やかに傾き、下総台地と呼ばれている。

平野部は、利根川下流部の下利根平野と九十九里平野や東京湾に流れ込む主要河川の三角州などであるが、房総半島は丘陵と台地が主体となって構成されている。

東京湾沿岸では、遠浅の海底を利用した海岸の埋立造成地が広がっている。また、内陸部には、丘陵や台地を削り谷部を埋め立てるなどの人工造成地が広く分布している。

表1 千葉県地勢一覧（千葉県勢要覧 令和6年版）

位 置	極東 銚子市銚子漁港（黒生地 区）東防波堤東端	E 140° 52' 54"
	極西 富津市第二海堡	E 139° 44' 21"
	極南 南房総市白浜町白浜	N 34° 53' 53"
	極北 野田市関宿三軒家	N 36° 06' 14"
県庁所在地	千葉市中央区市場町1番1号	E 140° 07' N 35° 36'
広 が り	東西 103.6km 南北 133.8km	
面 積	5,156.48 km ²	(令和6年10月1日現在)
(全国比・順位)	1.36% 28位	(令和6年10月1日現在)
海岸線延長	531.015km	(令和5年3月31日現在)

(3) 山地・平野

房総半島の中央山間部は千葉県で最も高く、とくに房総丘陵といわれる南部には、愛宕山、清澄山、鹿野山、嶺岡浅間、鋸山等の標高300m以上の山地が連なっている。このうち鋸山から清澄山に至るいわゆる房総山脈は、本県最高山列で安房、君津の自然境をなしている。地表の侵食状況は幼年期後期から壮年期初期の形をなし、谷はかなり深く、傾斜も急である。

台地と丘陵を主体として構成されている房総半島には、沖積低地のまとまった平野に乏しい。

海流の運搬してきた流砂の堆積と土地の隆起によってできた九十九里平野、江戸川河口から富津洲に至る間の東京湾沿岸平野、北部の利根川、江戸川沿岸平野、加茂川、平久里川沿いの鴨川平野、館山平野をみることができる。

表2 主要山岳

山 岳 名	標 高(m)	所 在 地
愛 宕 山	408.0	鴨川市、南房総市
鹿 野 山	379	君津市、富津市
清 澄 山	377	鴨川市
二 ツ 山	376	鴨川市
御 殿 山	363.6	南房総市
富 山	349.2	南房総市
石 尊 山	347.7	君津市、夷隅郡大多喜町
元 清 澄 山	344.2	鴨川市、君津市
八 良 塚	342	君津市
御 嶽 山	341	夷隅郡大多喜町
伊 予 ケ 岳	336.2	南房総市
嶺 岡 浅 間	334.6	鴨川市
高 宕 山	330	富津市、君津市
高 鋸 山	329.1	富津市、安房郡鋸南町
高 鶴 山	326	鴨川市
鬼 泪 山	319.1	富津市
経 塚 山	310.4	南房総市

(国土地理院発行 25000 分の 1 の地形図より)

(4) 河 川

本県の河川は、利根川、江戸川以外は全国的にみると規模の小さい河川が多く、東京湾に流入する養老川、小櫃川、小糸川、太平洋に流入する夷隅川が比較的大きな河川であるが、指定延長の最も長い小櫃川でも77km程度と短く、水量も少ない。

県内河川を分類すると大体次のように分けられる。

ア 利根川・江戸川支川区域

北部は利根川、西部は江戸川沿いに軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。低地部は沼、湿地を開拓した水田地帯で、内水排除に苦しむ地域であり、台地部は都市化の進行に伴い河川への表流水の流出増により河川への負担を大きくしている。

イ 東京湾沿岸河川区域

北部は下総台地、南部は東京湾沿岸平野の低地を形成している。台地及び低地の都市化が進み、表流水の河川への流出増が大きく水害の発生頻度も高い状況にあり、災害ポテンシャルの高い地域であるとともに河川の水環境の悪化、斜面林、緑地等の減少などの問題を抱えている。河口部は干潟を形成していたが、現在ではそのほとんどが埋め立て地となっている。

ウ 九十九里河川区域

西部は下総台地、東部は太平洋に面している。河川は下総台地を水源に、低地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口付近では河口閉塞がみられる。中流部の市街地においては、河道の拡幅が困難であり、流下能力不足や地盤沈下の影響により内水はん濫が生じている。

エ 上総丘陵河川区域

豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で、流域の大きな河川が多く、県下で最大の多雨地域となっている。都市化の進展は大きくないが、丘陵部でのゴルフ場等の開発が多い地域である。上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が著しく、砂防河川に指定されている区域が多い。また、洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが数多く建設されている。河川沿いの低地部の水田地帯で浸水被害が発生している地域もある。

オ 安房河川区域

千葉県最南端に位置し温暖な気候を生かした農業や酪農が盛んな地域である。鋸南から鴨川を結ぶ地域には破碎帯があり地すべりが多発している。丘陵部の上流は小河川が多く、砂防河川として改修を行っている。都市化の進展は見られず、人口は減少傾向を示している。

(5) 湖 沼

千葉県北部に位置する印旛沼、手賀沼は、古くから利根川の遊水池であったため、昔から排水に苦慮してきた低湿地でもある。現在も、出水があると機械排水に頼らざるを得ない状態である。

この印旛沼と手賀沼との中の北総台地には、千葉ニュータウンをはじめ多くの大規模宅地開発が進められている。これらの開発による沼への表流水の流出量の増大に対処するため、流入河川の改修、沼の治水安全度の確保が急務とされている。

ア 印旛沼

印旛沼は、湖面積626haの北沼と529haの西沼からなり、その流域面積は、541.18km²である。流入する主な河川には鹿島川、印旛放水路上流部（新川）、神崎川等がある。そのうち鹿島川は、この周辺河川では最大の流域面積251.9km²を有する。出水時、印旛沼に流入する洪水は、現在、長門川流末の印旛排水機場により利根川に排水する一方、沼西端の平戸から千葉市検見川に至る印旛放水路（新川・花見川）の midpoint 八千代市村上に設けられた大和田排水機場より東京湾に排水されている。

イ 手賀沼

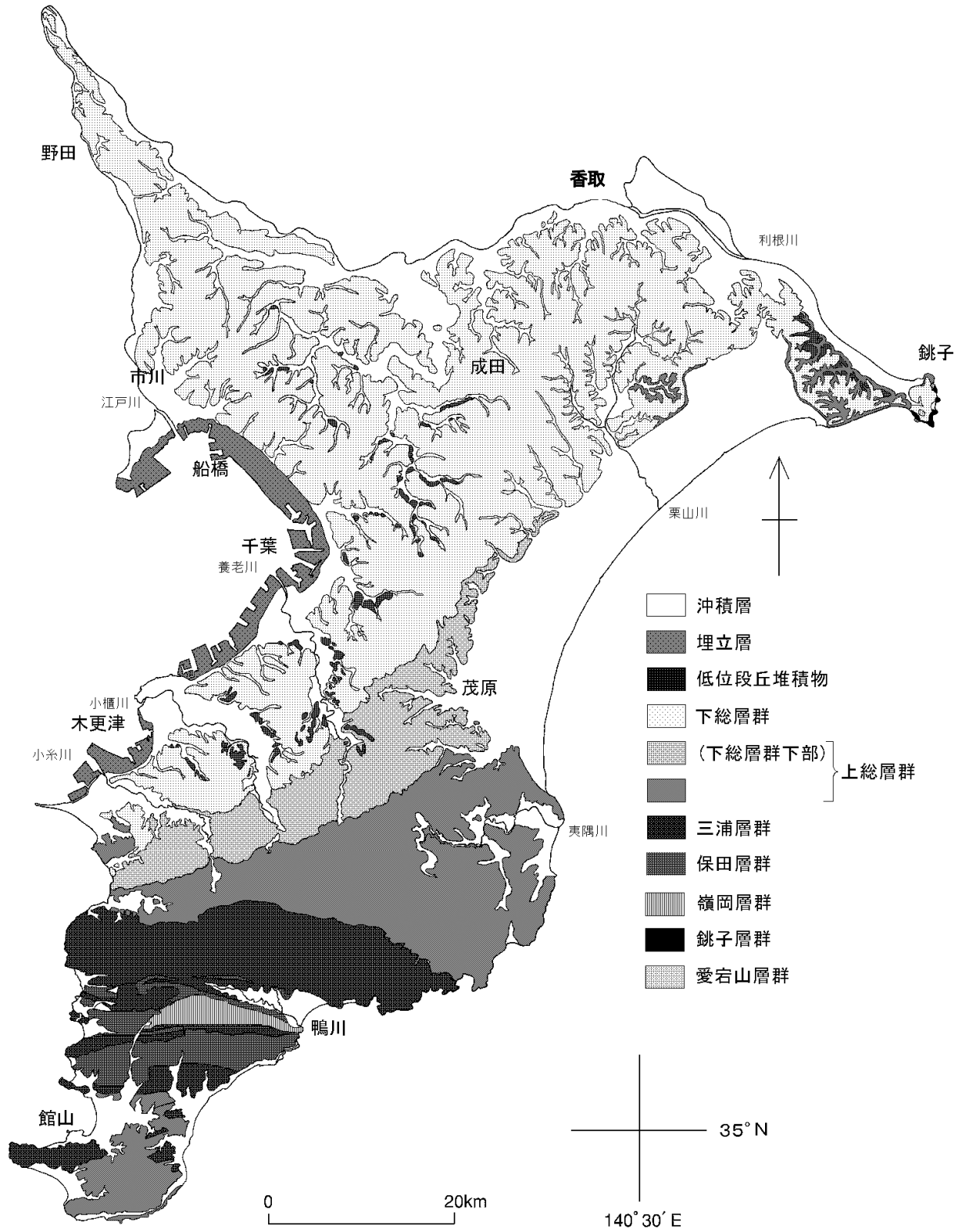
手賀沼は、湖面積650haで、その流域面積は165.11km²である。流入する主な河川には大堀川、大津川及び金山落がある。出水時は、手賀沼排水機場及び北千葉導水事業により新たに完成した排水機場で利根川に排水している。

(6) 海 岸

本県はその地形上から海岸線が長いことが特徴である。江戸川デルタから富津洲までの約60kmの内湾は、遠浅の砂浜海岸であったが、この地帯は、既に埋立による土地造成が行われ、住宅地や工業地域となっている。これに対して東京湾南部の富津洲から洲崎までは、地質上一続きであった房総三浦丘陵地の陥没によってできた浦賀水道といわれる海溝部で、海底状況も深く変化に富んでいる。

一方太平洋側の飯岡から太東岬に至る約60kmの九十九里海岸は、外洋砂浜海岸の特色を示している。砂浜に砂丘を横たえ、遠浅ではあるが傾斜が大で波浪が激しいことが特徴である。次に太東岬より洲崎までは、一般に岩礁の磯浜海岸であり、一部砂浜海岸もところどころみられ、各所にそれぞれかっこうな漁港がある。

図2 千葉県の地表地質図



3 気象

本県の気象は、南部地区を中心とする沿岸部では、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しているが、北部地域の平野部では、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。

平野の多い北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差のみられることが特徴的である。県内における年間平均降水量は、北部では約1,400mm前後であるが、南部では約2,100mmと多くなっている。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300m程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。

一方、風については、全県的に秋から冬にかけて北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

4 社会環境

本県では、主要都市の多くが津波や地盤の液状化の影響を受けやすい海岸や河川沿いに位置し、都市への人口集中は、災害の恐れのある地域へ居住拡大をもたらす傾向にある。

首都圏への人口集中が著しくなった昭和30年代後半から本県の都市形成が加速しており、当時整備された建築物や道路、鉄道などの社会資本が更新の時期にさしかかりつつあることに加え、海岸沿いの埋め立てや谷津田の開発による都市化は、災害対策のより一層の強化を求めることとなる。

さらに、急速な高齢化や国際化の到来は、高齢者や外国人などの要配慮者と呼ばれる人々の増加をもたらしているが、本来、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題化しはじめている。

加えて、県民の生活様式の変化により、上下水道、電気、ガス等のライフラインへの依存度を高め、鉄道や高速道路等の交通施設とともに災害からこれらを守る対策強化が求められている。

また、本県は、三方を海に囲まれ、さらに成田国際空港を要していることから、海・空を経由してのヒトやモノの流れが活発で、本県の産業振興に大きく寄与しているところであるが、その反面、海難事故や油流出事故、航空機事故の危険性を有している。さらには、産業の高度化等による大規模な事故災害のおそれがある。

そのほか、本県には核燃料物質を使用している事業所が数か所立地しており、事故の特殊性や影響の甚大な放射性物質事故への対応が必要とされるが、平成23年の東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故の本県への甚大な影響に鑑み、今後はこれらの事故についての対応を図ることが求められる。

5 過去の災害

(1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
1	1605. 2. 3 (慶長 9 年 12 月 16 日)	134.9 33.0	東海・ 南海・ 西海 諸道	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて 30 余町 (30ha) 干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸 45 か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝 5 年 10 月 9 日)	142.0 35.5	磐城・ 常陸・ 安房・ 上総・ 下総	8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村 6.0~7.5m、矢指戸村 5.5~7.0m、岩船浦 6.5~8.0m、御宿浦 4.5~7.0m、沢倉村 5.5~7.0m などであった。	銚子市高神 1 万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家 50 戸、水死者 97 名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者 13 名、大原で倒家 25 戸、水死者 9 名、矢差戸で倒家 25 戸、水死者 13 名、岩船で倒家 40 戸、水死者 57 名、御宿で倒家 30 戸、水死者 36 名
3	1703. 12. 31 (元禄 16 年 11 月 23 日)	139.8 34.7	江戸・ 関東 諸国	7.9 ~ 8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿 8m、勝浦 7m、鴨川 6.5m、千倉 9.2m、相浜 11~12m、保田 6.5m などであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で 570 軒流失、死者 100 名、御宿で倒家 440 戸、死者 20 余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855. 11. 11 (安政 2 年 10 月 2 日)	139.8 35.7	江戸 および 付近	7.0 ~ 7.1	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度 6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1909. 3. 13 (明治 42 年)	(8:19) 141.5 34.5 (23:29) 141.5 34.5	房総 半島 沖	(8:19) M6.7 (23:29) M7.5		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜 2 戸と煙突の挫折があった。
6	1921. 12. 8 (大正 10 年)	140.2 36.0	茨城 県南 部	7.0		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があった。
7	1922. 4. 26 (大正 11 年)	139.8 35.2	千葉 県西 岸	6.9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊 8 戸、破損 771 戸、小学校傾斜 1 棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユド	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
8	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139.1 35.3	神奈川県 西部	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4.5 m、洲崎 4m、勝山 2.2 m、木更津 1.8mなどであった。	千葉県全体で死者 1,335 名、負傷者 3,426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
9	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141.7 34.0	房総半島 南東沖	7.4	5		銚子付近で最大波高 3 m 記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
10	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	74.5W 39.5S	チリ 沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1 名(銚子)、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畑の冠水 173ha に及んだ。
11	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉県 東方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 161 名、全壊家屋 16 棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸、ガス供給停止 4,967 戸、ブロック塀等の倒壊 2,792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
12	1989. 3. 6 (平成元年)	140.7 35.7	千葉県 北部	6.0	5	佐原市ほか 4 町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか 4 市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。
13	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉県 北東部	6.1	5強			県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。
14	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉県 北西部	6.0	5弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベーターが停止し、78 件の閉じ込めが発生した。鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方の JR 等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグ ニチ ユード	県内 最大 震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
		東経 北緯	震央 地名					
15	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.1	三陸 沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。市街地では、地震時、建物は ゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅が ゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	津波観測点「銚子」では押波による第一波を 15 時 13 分に観測。17 時 22 分に津波の最大の高さ 2.5m を観測した。潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市~いすみ市)で 23.7km ² に達した。この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6m と推定される第 3 波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	令和 6 年 6 月 30 日現在 死者 22 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 270 名。建物全壊 807 棟、半壊 10,313 棟、一部損壊 57,523 棟、建物火災 15 件、床上浸水 61 棟、床下浸水 455 棟。水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。下水道 24,300 戸で使用制限。ガス 8,631 戸で停止。電気 347,000 戸で停電。国道、県道で全面通行止め 33 か所、片側通行規制 12 か所。農業施設の損壊 2,257 か所ほか。漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。石油コンビナート爆発事故(市原市)。福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
16	2012.3. 14 (平成 24 年)	140.9 35.7	千葉 県東 方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の半壊 2 棟、一部損壊 219 棟の被害がでた。その他、銚子市では ブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に 断水が発生した。
17	2018. 7. 7 (平成 30 年)	140.6 35. 1	千葉 県東 方沖	6.0	5弱			被害なし
18	2019. 5. 25 (令和元年)	140.3 35.2	千葉 県北 東部	5.1	5弱			県内で軽傷者 1 名(千葉市)、家屋の一部損壊 5 棟
19	2020.6.25 (令和 2 年)	141.1 35.5	千葉 県東 方沖	6.1	5 弱			県内で重傷者 1 名(市原市)、軽傷者 1 名(いすみ市)、家屋の一部損壊 7 棟
20	2021.10.7 (令和 3 年)	140.2 35.6	千葉 県北 西部	5.9	5 弱	市原市で漏水が発生(1か所)		県内で重傷 2 名(木更津市、習志野市)、軽傷者 12 名 袖ヶ浦市の危険物施設で火災が発生(負傷者なし)
21	2023.5.11 (令和 5 年)	140.2 35.2	千葉 県南 部	5.2	5 強			県内で軽傷者 6 名、住家の一部損壊 16 棟
22	2023.5.26 (令和 5 年)	140.7 35.6	千葉 県東 方沖	6.2	5 弱			県内で住家の一部損壊 1 棟

※県内における震度 5 弱以上を観測した地震、震度不明のものはM7. 0以上のものを記載

(参考資料)

新編 日本被害地震総覧 (宇佐美、1996)

理科年表 (国立天文台 編、2016)

(2) 風水害

昭和40年以降

災害原因	発生日月	被害の概要							がけくずれ 発生件数
		人的被害・人		住家被害・戸					
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸	床下浸水		
関東地方南部の大雨	昭和45年 7月1日	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300	
秋雨前線並びに台風25号に伴う大雨	昭和46年 9月6日 ～9月7日	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760	
台風6号及び梅雨前線に伴う大雨	昭和60年 6月30日 ～7月1日	2	21	7	36	119	1,028	400	
台風10号に伴う大雨	昭和61年 8月4日 ～8月5日	—	4	7	2	1,922	4,194	328	
熱帯低気圧による大雨	昭和63年 8月10日 ～8月11日	2	9	1	1	18	471	439	
雷を伴った大雨	平成元年 7月31日 ～8月1日	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661	
茂原市竜巻災害	平成2年 12月11日	1	73	82	161	—	—	—	
台風12号に伴う大雨	平成7年 9月17日	1	3	2	9	108	519	97	
台風17号	平成8年 9月21日 ～9月22日	6	21	8	21	2,066	4,738	485	
台風22号	平成16年 10月8日 ～10月10日	2	19	—	2	274	1,244	322	
台風23号	平成16年 10月20日 ～10月21日	2	3	—	—	10	161	28	
平成20年8月末豪雨	平成20年 8月28日 ～8月30日	—	1	—	—	156	876	2	
平成21年8月大雨・洪水・暴風	平成21年 8月31日	—	5	—	—	35	—	—	
台風18号	平成21年 10月8日	—	24	1	1	4	23	—	

災害原因	発生年月日	被害の概要						
		人的被害・人		住家被害・戸				がけくずれ発生件数
		死者	負傷者	全壊	半壊	床上浸	床下浸水	
台風 9 号	平成 22 年 9 月 8 日	—	1	—	—	114	191	—
台風 15 号	平成 23 年 9 月 20 日	—	23	—	—	1	3	1
野 田 市 竜 巻 災 害	平成 25 年 9 月 2 日	—	1	1	5	—	—	—
台風 26 号	平成 25 年 10 月 15 日	1	22	6	9	1,489	2,794	34
平成 26 年 大 雪 被 害	平成 26 年 2 月 8 日	2	450	0	0	0	0	0
平成 26 年 大 雪 ・ 大 雨 洪 水	平成 26 年 2 月 14 日 ～15 日	0	96	0	0	0	0	0
台風 18 号	平成 26 年 10 月 5 日	2	14	0	1	4	30	9
房 総 半 島 台 風 (＊)	令和元年 9 月 9 日	12	91	448	4,694	8	42	6
東 日 本 台 風 (＊)	令和元年 10 月 12 日	1	25	32	379	0	33	0
10 月 25 日 の 大 雨 (＊)	令和元年 10 月 25 日	12	11	34	1,889	173	542	30
台風第 13 号の接近に 伴う大雨	令和 5 年 9 月 8 日	0	5	4	203	709	1,372	26

※人的被害の死者には、行方不明者を含む

＊房総半島台風（令和2年9月30日現在）、東日本台風（令和3年1月21日現在）、10月25日の大雨（令和2年10月23日現在）の数値となります。